

労働基準広報 2016 No.1887 5/1

CONTENTS

集中連載 職務発明制度に関する特許法改正 ————— 6 《企業における実務対応》

第3回（最終回） 職務発明ガイドラインと改正法の適用基準

適正に協議・開示・意見聴取の手続を行えば基本的に不合理とされない

今年4月1日施行の「特許法等の一部を改正する法律」第35条第6項で定められた「指針」（職務発明ガイドライン）は、「相当の利益」の算定に関して、①協議、②基準の開示、③意見の聴取——という手続の適正なあり方について明示している。野中武氏によれば、『「相当の利益」の算定に関して、同指針に従って、協議・開示・意見の聴取という各手続が適正に行われれば、基本的には『不合理』と判断されないことになり、使用者は、当該基準により算定された「相当の利益」を付与することによって免責されることになる』という。

（弁護士・弁理士 野中武（野中法律事務所））

●トピック／国家戦略特区における 障害者雇用の特例制度 ————— 17

特区においてLLPと組合員全体で 実雇用率を算定可能とする法案が提出

特区におけるLLPを活用した障害者雇用率算定の特例を定める国家戦略特区法改正案が国会に提出された。改正法が成立すれば、特区で設立されたLLPについては、障害者雇用促進法において実雇用率算定の特例が認められている事業協同組合等とみなされる。

（編集部）

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！ ～労働問題の「今」～ ————— 22

〈第21回〉改正行政不服審査法をめぐる問題 労災保険審査官の決定あれば再審査 請求を経ずに取消訴訟の提起が可能

（弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子）

●NEWS ————— 1

（厚労省・「同一労働同一賃金」の実現で検討会）まずは不当な賃金差例示した指針策定へ／（27年度・能力開発基本調査結果）自己啓発を行った者の割合が3年連続で減少／（26年度の派遣事業の状況）派遣労働者数は前年度比4.6%増の約263万人に／ほか

●企業税務講座 ————— 35

第65回 地方拠点強化税制②

雇用促進税制には拡充と見直しが

（弁護士・橋森正樹）

●連載 労働スクランブル④⑨（労働評論家・飯田康夫）— 40 ●労務資料 コア人材としての女性社員育成に関する調査結果— 42 ●わたしの監督雑感 福岡労働局・雇用環境・均等部指導課長 河野智章— 54 ●編集室— 56

労務相談室

回答者

税 務	〔退職予定者に退職金を退職1月前に支給〕 退職所得になるか	48	弁護士・加島幸夫
社会保険	〔高額所得者の健康保険の保険料〕 4月からの変更点は	50	特定社労士・飯野正明
賃金関係	〔賞与支給月の変更で支給日に在籍できなくなる者〕 賞与の支給は	52	弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内